

ご自身の「負担割合」については、スタートから、矢印(→)に従って質問に答えていくことで分かります



ただし、次の方は、収入・所得・住民税の課税の有無に関わらず、

「1割負担」となります

- ・生活保護受給者
- ・第2号被保険者(40歳~64歳)

スタート

はい

「本人」の住民税が課税されている

はい

「本人」の「合計所得金額※1」が160万円以上である

※1「合計所得金額」とは「課税年金所得+給与所得-控除額(A)」+「それ以外の所得」をいう

【控除額(A)】
「課税年金所得」または「給与所得」がある方は以下の金額が控除額となる(それ以外の方の控除額は「0」となる)

・控除額=10万円

ただし、「課税年金所得+給与所得」の合計が10万円を下回る場合は、「課税年金所得+給与所得」の合計額が控除額となる

はい

「本人」の「合計所得金額※1」が220万円以上である

※1「合計所得金額」とは「課税年金所得+給与所得-控除額(A)」+「それ以外の所得」をいう

【控除額(A)】
「課税年金所得」または「給与所得」がある方は以下の金額が控除額となる(それ以外の方の控除額は「0」となる)

・控除額=10万円

ただし、「課税年金所得+給与所得」の合計が10万円を下回る場合は、「課税年金所得+給与所得」の合計額が控除額となる

はい

同一世帯にいる65歳以上の人の「課税年金収入」+「その他の合計所得金額※2」が

【65歳以上の方が1人の場合】
340万円以上である

【65歳以上の方が2人以上の場合】
合計463万円以上である

※2「その他の合計所得金額」とは「給与所得(B)」+「それ以外の所得」をいう

【給与所得(B)】
①「所得金額調整控除額※3」ありの方
「給与所得」+「所得金額調整控除額※3」-「10万円」

②「所得金額調整控除額※3」なしの方
「給与所得」-「10万円」

ただし、①または②の計算後の金額が「0」を下回る場合は、給与所得(B)は「0」となる

はい

3割負担

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

はい

1割負担

同一世帯にいる65歳以上の人の「課税年金収入」+「その他の合計所得金額※2」が

【65歳以上の方が1人の場合】
280万円以上である

【65歳以上の方が2人以上の場合】
合計346万円以上である

※2「その他の合計所得金額」とは「給与所得(B)」+「それ以外の所得」をいう

【給与所得(B)】
①「所得金額調整控除額※3」ありの方
「給与所得」+「所得金額調整控除額※3」-「10万円」

②「所得金額調整控除額※3」なしの方
「給与所得」-「10万円」

ただし、①または②の計算後の金額が「0」を下回る場合は、給与所得(B)は「0」となる

※3「給与所得(B)」を算出する上での「所得金額調整控除額」とは、税法上の給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除額をいいます

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除額は含みません



2割負担

・「所得」と「収入」は異なりますので、ご注意ください
「所得」とは「収入」から「必要経費」を引いたものをいいます

ご不明な点については、介護保険課(077-561-2369)までお問い合わせください

